

総務常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 4 号 矢板市印鑑条例の一部改正について	4
議案第 1 6 号 矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正について	5
委員長報告	10
閉 会.....	11

1 日 時

令和5年9月7日（木）午前12時58分～午後1時52分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	神 谷 靖		
副委員長	森 島 武 芳		
委 員	榊 真 衣 子	石 塚 政 行	櫻 井 恵 二
	関 由 紀 夫	伊 藤 幹 夫	石 井 侑 男

4 欠席委員

なし

5 説明員（8名）

(1) 総合政策課（2人）

①総合政策課長 和田理男
②政策企画担当 藤田仁美

(2) 総務課（2人）

①総 務 課 長 高橋弘一
②行 政 担 当 相馬香織

(3) 生活環境課（2人）

①生活環境課長 山口 武
②生活業務担当 白石義人

(4) 市民課（2人）

①市 民 課 長 高久聡子
②市民・年金担当 斎藤真由美

6 欠席説明員

なし

7 事務局 矢板寿江 佐藤晶昭

8 付議事件

議案第14号 矢板市印鑑条例の一部改正について

議案第16号 矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（神谷靖） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 （12時58分）

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議はないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 （12時59分）

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 （13時29分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第14号及び議案第16号の2件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

議案第14号 矢板市印鑑条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○市民課長（高久聡子）

（「議案書」の17～19ページにより説明）

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決された。

議案第 16 号 矢板市道の駅エコモデルハウス設置及び管理条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総合政策課長 (和田理男)

(「議案書」23～28 ページにより説明。)

○委員長 これより議案第 16 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 3 点質問させていただく。まず、先ほど現地視察した際の資料より、令和 4 年 10 月のプロポーザル公募開始の要件として就労継続支援の飲食事業とあるが、この要件とは恐らくそれまでに環境省といろいろやりとりがあったかと思うが、その要件を満たすのがこれであったのか、それとも矢板市独自に判断したものであったのか。

○総合政策課長 昨年 12 月、このプロポーザル開始前に御報告させていただいたとおり、庁内であり方を検討し、その前段で運営協議会に諮り、環福連携施設とすること、また有償による転貸とすること、資料にある三つの方針について承認いただき、それを要件としてプロポーザル公募を実施し、募集をしたというところである。環境省との事前協議については、仮定の部分では協議できないということで、この方針については、矢板市としてエコモデルハウスのあり方を検討した結果、このような公共的なテナント活用という結果に至り、募集をかけさせていただいたところである。

○伊藤委員 今の答弁の中で、事前協議はできないとあったが、この結果に関しては、いつの段階で環境省のほうに報告するのか。

○総合政策課長 環境省との正式な財産活用の協議については、契約締結した後に承認願を提出し御判断いただく。本議案の議決後、速やかに環境省には所定の書類を提出し、協議したいと考えている。

○伊藤委員 ということは、環境省からの承認をもらえない可能性も皆無ではないということなのか。

○総合政策課長 可能性については100%ということはないが、この活用方法について、他の公共施設の活用協議について照らして許可をいただけるものと感じている。財産処分の考え方は、取り壊し等と有償貸付と、二通りの見方がされるところになるかと思うが、有償貸付については償還金の対象という判断ができていますので、今後はこの契約に基づく矢板市が収受する有償貸付のテナント料、これが返還対象になるということである。期間については、契約期間と残存期間を照らし合わせた期間相当額というふうに環境省の承認基準に書かれているので、その額で補正予算に計上をしている。

○伊藤委員 二つ目の質問をさせていただく。環境省の協議に関して、国庫補助金の返還等を要することが見込まれるとあるが、現在その返還しなければならない金額というのは、どの程度を推定しているのか。

○総合政策課長 昨年度、補正予算で説明させていただいたとおり、償還金ということで、これから残存期間内にいただく目的外使用の収益分が全額対象になり、その相当額を見込んでいる。ただし利用面積(床面積)に応じて算出するという事になっているので、1階部分が上限額になるかというふうに捉えている。

○伊藤委員 先ほど現地調査で御説明のあった中で、エコモデルハウスの総事業費が1億400万円で、私の記憶では1億円が環境省からの補助金で400万円が矢板市の負担であったのではないかと思うがどうか。

○総合政策課長 全体事業費1億400万円のうち、環境省補助が1億という認識でよろしいかと思う。

○伊藤委員 最後に、実際建物を見させていただき、本当にあのまま使用してもいいではないか、今、木材のまちということで売り込みをしており、非常にいい建物だなと思った。2階の部分は会議室となっていると思われるが、あれはそのまま残すのか。

○総合政策課長 今回はあくまでも1階部分でのテナント活用という提案であるので、施設の改修については老朽箇所の修繕を一部行いたいと考えている。また、テナント有償貸付の場合には、建物所有者としてある程度備えなければならない空調設備や排煙設備等の改修のみを特段させていただき、そのほか畳を含め少し傷んだところもあるので、そういったものをどうするのかということを今後実施設計の中で少し考えさせていただきたいと思う。

○石井委員 私からも2、3点伺う。まず確認だが、指定管理料については、今のまま100万円をやいた未来へ支払う予定なのか。

○総合政策課長 指定管理料については、開館していると光熱水費、人件費、消耗品が発生する。、現地調査資料1ページにあるとおり511万4,000円が開館していた直近の指定管理料である。今後、この指定管理料についてはゼロになると考えている。矢板市から指定管理料を払わずに、事業者とのテナント契約でテナント料が入り、光熱水費、施設の案内等も活用いただく事業者に負担してもらうことで、市からの管理料については0円にしたいと考えている。

○石井委員 確認だが、511万円の指定管理料にテナントが売上げの20%を賃料として支払うものも含まれるということでしょうか。

○総合政策課長 テナント事業者が指定管理者やいた未来に払う部分と、テナント事業者が直接電気代や水道代を納めていただく部分は、その500万円の中に入っていた。それらについてはテナント事業者が負担することとなる。直接負担する部分と間接負担するもので開館を賄うという考えである。

○石井委員 矢板市に入る収入の部分で確認するが、売上げの20%が賃料として入るが、テナント事業者の売上目標というのは、いくらかの目標値を設定しているのか。

○総合政策課長 その部分については、募集要件ではなく、売上げの管理についてもテナント事業者の裁量で行うところであるため、直接的に市のほうで目標額をいくらかに設定するということではない。また募集要件においても、その売上事業をどの程度にするのかというものについてもテナント事業者の裁量であると考えている。ただし、就労支援A型という内容であるので、障がい者が全て配膳も含めて行うということなので、運営サイクル、通常の回転率としては、例えば食堂であると昼休み時に3回転、4回転するといったお客様の総入れ替えについて、それが通常のテナントとは同じようにはいかないのではないかと見込まれているというふうに聞いている。

○石井委員 最後に、障害者就労支援ということで、矢板市にお住まいの障がい者が何人か就労する予定はあるのか。

○総合政策課長 これについても募集採用、職業訓練、それらを含めての就労支援型の事業所である。したがって雇用される方については、テナント事業者が独自に募集をかけて、採用されるということである。当然のことながら、矢板市の方で募集いただいたものについては、極力採用していただければありがたいと考えている。そういったことも含めて、矢板市での事業展開ということからも、道の駅全体での利用、共有していただくことを考えていただけるようお願いをしているところである。

○榊委員 これは矢板市には収入は入ってこないってことよいか。

○総合政策課長 直接は入ってこない。条例のとおり、テナント料についてはやいた未来の収入になる。ただ少し話が変わるかもしれないが、その部分については、矢

板市、指定管理者のどちらが受け取っても、環境省は矢板市があそこで売上営利が発生したと見なされ、環境省への償還金の対象になるという形である。

○榊委員 そうすると補助を受け取ってるのは矢板市だから矢板市が償還金を払い、それによって得る収入はやいた未来でしか受け取れないということなのか。

○総合政策課長 そういう御認識をされてよろしいかと思う。

○副委員長（森島武芳） 念のため確認させていただくが、先ほど指定管理料の話があったと思うが、やいた未来に対しての指定管理料というのも先ほどの御説明だと上がる予定もないという理解でよいか。

○総合政策課長 500 万円かかっていたのが、0 円に削減できるという御理解をいただければと思う。

○副委員長 やいた未来が負担する分と、株式会社テトテが負担する分で分けながら、矢板市側の指定管理料の支払いというものがなくなるという理解でよいか。

○総合政策課長 そういう理解でよい。

○副委員長 2 点目だが、条例の第 7 条、こちらに開館時間についての記載があり、午後 5 時までが午後 6 時までという形になっているが、この時間設定について、独自の根拠とまでの強い聞き方ではないが、どういう検討の背景から午後 6 時という設定だったのか教えていただきたい。

○総合政策課長 設置時点では午後 5 時に設定していたが、隣接している道の駅やいたが午後 6 時までとなっているので、今回の改正を機に午後 6 時というふうに条例上の開館時間を設定させていただいた。お答えする内容ではないかもしれないが、この上で開館時間の運用については、指定管理者の裁量で変更することについても許容されているところである。ただ変更の際には、周知の必要性が求められるので、その周知を前提に、開館時間の変更については全くできないというものではない。

○副委員長 柔軟性を残しておけるような設計になってることについて承知した。金曜日の夜や土日など、結構遅い時間まで利用されてる方がいるので、そういったスポーツツーリズムとはちょっと違う使い方、通常のツーリズムで利用されてる方が多いと思う。そういう方も何かあったほうがいいのかなくなってというのが将来的にあったため、そちらの前提となるこの条例の柔軟性について聞かせていただいた。

○石井委員 今、道の駅のつつじ亭や農産物直売所等においては、10 万円以下の修繕費等は自己負担で、10 万円以上の修繕費等については、市で負担という形かと思うが、それはこのテナントにも適用されるのか。

○生活環境課長（山口武） 同様である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（「異議あり」というものあり）

○委員長 異議があるので起立による採決を行う。

原案に賛成する委員の起立を求める。

（起立多数）

○委員長 起立多数である。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。

(1 3 時 5 2 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長